

◎佐賀県条例第42号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (佐賀県情報公開条例の一部改正)

第1条 佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 <u>不服申立て</u>(第16条の2－第19条) 第4章・第5章 略 附則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第18条において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u> (県が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て)</p> <p>第16条の2 県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服が</p>	<p>目次 第1章・第2章 略 第3章 <u>審査請求</u>(第16条の2－第19条) 第4章・第5章 略 附則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第17条第1項第2号及び第18条第1項第3号において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第3章 <u>審査請求</u> (県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求)</p> <p>第16条の2 県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服が</p>

改正前	改正後
<p>ある者は、当該地方独立行政法人又は当該佐賀県土地開発公社等に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>（不服申立てがあった場合の手続）</p> <p>第17条 開示決定等について、行政不服審査法による不服申立てがあった場合は、当該<u>不服申立て</u>に係る実施機関は、<u>裁決又は決定</u>に当たり、<u>当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き</u>、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、<u>不服申立て</u>があった日から起算して90日以内に、審査会の答申を尊重して<u>当該不服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u>を行わなければならない。ただし、審査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りでない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に<u>裁決又は決定</u>を行うよう努めなければならない。</p> <p>（諮問した旨等の通知）</p> <p>第18条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p>	<p>ある者は、当該地方独立行政法人又は当該佐賀県土地開発公社等に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</p> <p>第16条の3 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る<u>審査請求</u>については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>（審査請求があった場合の手続）</p> <p>第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該<u>審査請求</u>に係る実施機関は、裁決に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、<u>審査請求</u>があった日から起算して90日以内に、審査会の答申を尊重して<u>当該審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を行わなければならない。ただし、審査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りでない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に<u>裁決</u>を行うよう努めなければならない。</p> <p>（諮問した旨等の通知）</p> <p>第18条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>不服申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) 請求者（請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>2 諮問実施機関は、前条第2項に定める期間内に裁決又は決定を行うことができないときは、前項各号に掲げる者に対し、当該期間内にその旨、当該期間内に裁決又は決定を行うことができない理由及び裁決又は決定を行う時期を通知しなければならない。 （第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）</p> <p>第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示の決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）</p> <p>(2) 請求者（請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>2 諮問実施機関は、前条第2項に定める期間内に裁決を行うことができないときは、前項各号に掲げる者に対し、当該期間内にその旨、当該期間内に裁決を行うことができない理由及び裁決を行う時期を通知しなければならない。 （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示の決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>

（佐賀県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>不服申立て</u>（第29条の3－第39条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>審査請求</u>（第29条の3－第39条）</p>

改正前	改正後
<p>第5章～第7章 略 附則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第18条 略 2 略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第31条において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第4章 不服申立て (県が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て)</p> <p>第29条の3 県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等がした開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は当該佐賀県土地開発公社等に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。</p>	<p>第5章～第7章 略 附則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第18条 略 2 略 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第30条第1項第2号及び第31条第1項第3号において「<u>反対意見書</u>」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>第4章 審査請求 (県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求)</p> <p>第29条の3 県が設立した地方独立行政法人又は佐賀県土地開発公社等がした開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は当該佐賀県土地開発公社等に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる。 (<u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外</u>)</p> <p>第29条の4 <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(不服申立てがあった場合の手続)</p> <p>第30条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法による<u>不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、裁決又は決定に当たり、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、審査会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、<u>不服申立てがあった日から起算して90日以内に、審査会の答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。ただし、審査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りではない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に裁決又は決定を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(諮問をした旨等の通知)</p> <p>第31条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者</p>	<p>(審査請求があった場合の手続)</p> <p>第30条 開示決定等、訂正決定等、<u>利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に係る実施機関は、裁決に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合</u></p> <p>(4) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合</u></p> <p>2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、<u>審査請求があった日から起算して90日以内に、審査会の答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。ただし、審査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りではない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に裁決を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(諮問をした旨等の通知)</p> <p>第31条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）</u></p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者</p>

改正前	改正後
<p>が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>2 諮問実施機関は、前条第2項に定める期間内に裁決又は決定を行うことができない場合は、前項各号に掲げる者に対し、当該期間内にその旨、当該期間内に裁決又は決定を行うことができない理由及び裁決又は決定を行う時期を通知しなければならない。 (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p> <p>第32条 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>2 諮問実施機関は、前条第2項に定める期間内に裁決を行うことができない場合は、前項各号に掲げる者に対し、当該期間内にその旨、当該期間内に裁決を行うことができない理由及び裁決を行う時期を通知しなければならない。 (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第32条 第18条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>

(佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第3条 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に</p>	<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係</p>

改正前	改正後
<p>係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、<u>参加人</u>又は<u>諮問実施機関</u>（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者</u>にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>（意見の陳述）</p> <p>第9条 <u>審査会</u>は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、<u>審査会</u>がその必要がないと認めるときは、この限りではない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は<u>参加人</u>は、<u>審査会</u>の許可を得て、<u>補佐人</u>とともに出頭することができる。</p> <p>（意見書等の提出）</p> <p>第10条 <u>不服申立人等</u>は、<u>審査会</u>に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、<u>審査会</u>が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>（提出資料の閲覧）</p> <p>第11条 <u>不服申立人等</u>は、<u>審査会</u>に対し、<u>審査会</u>に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、<u>審査会</u>は、<u>第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき</u>その他<u>正当な理由があるとき</u>でなければ、その閲覧を拒むことができない。</p>	<p>る事件に関し、<u>審査請求人</u>、<u>参加人</u>（<u>行政不服審査法</u>（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する<u>参加人</u>をいう。次条第2項、<u>第11条</u>第4項及び<u>第13条</u>において同じ。）又は<u>諮問実施機関</u>（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者</u>にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>（意見の陳述）</p> <p>第9条 <u>審査会</u>は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、<u>審査会</u>がその必要がないと認めるときは、この限りではない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は<u>参加人</u>は、<u>審査会</u>の許可を得て、<u>補佐人</u>とともに出頭することができる。</p> <p>（意見書等の提出）</p> <p>第10条 <u>審査請求人等</u>は、<u>審査会</u>に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、<u>審査会</u>が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>（提出資料の閲覧等）</p> <p>第11条 <u>審査請求人等</u>は、<u>審査会</u>に対し、<u>審査会</u>に提出された意見書若しくは資料の閲覧（<u>電磁的記録</u>（<u>電子的方式</u>、<u>磁気的方式</u>その他<u>他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録</u>であって、<u>電子計算機による情報処理の用に供されるもの</u>をいう。以下同じ。）にあっては、<u>記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧</u>）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、<u>審査会</u>は、</p>

改正前	改正後
<p>2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>4 第1項の規定により意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第4条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第17条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過し</p>	<p>第17条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条に規定する期間が経過した後において</p>

改正前	改正後
<p>た後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）<u>第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）<u>第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 略</p>

(佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第5条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第5条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p>

改正前	改正後
(1)～(3) 略 (4) 不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況	(1)～(3) 略 (4) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況

(佐賀県税条例の一部改正)

第7条 佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第9条の2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第9条の2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>2～4 略</p>

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第8条 住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事委員会</td> <td>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定による<u>不服申立て</u>の受理、その<u>不服申立て</u>に係る事実</td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	略		人事委員会	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定による <u>不服申立て</u> の受理、その <u>不服申立て</u> に係る事実	<p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事委員会</td> <td>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定による<u>審査請求</u>の受理、その<u>審査請求</u>に係る事実</td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	略		人事委員会	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定による <u>審査請求</u> の受理、その <u>審査請求</u> に係る事実
知事以外の執行機関	事務												
略													
人事委員会	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定による <u>不服申立て</u> の受理、その <u>不服申立て</u> に係る事実												
知事以外の執行機関	事務												
略													
人事委員会	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定による <u>審査請求</u> の受理、その <u>審査請求</u> に係る事実												

改正前		改正後	
	についての審査又はその <u>不服申立て</u> に対する応答		での審査又はその <u>審査請求</u> に対する応答

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第9条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第20条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（<u>昭和37年法律第160号</u>）<u>第14条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>第20条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（<u>平成26年法律第68号</u>）<u>第18条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。附則第3項において「法」という。）の施行の日から施行する。
- 第6条の規定による改正後の佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、平成28年度分の報告から適用する。
(経過措置)
- 法附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、この条例による改正後の佐賀県情報公開条例、佐賀県個人情報保護条例、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例、佐賀県職員給与条例、佐賀県職員の退職手当に関する条例、佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、佐賀県税条例、住民基本台帳法施行条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。